

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

### 青森地方裁判所

日 時 平成25年9月4日（水）午後2時20分から午後4時20分まで

場 所 青森地方裁判所大会議室（5階）

出席者 司会者 志 田 博 文（青森地方裁判所長）

裁判官 武 田 正（青森地方裁判所刑事部部総括判事）

検察官 加 藤 雄 三（青森地方検察庁次席検事）

弁護士 猪 原 健

（青森県弁護士会弁護士，裁判員裁判に関する委員会委員長）

裁判員経験者1番（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番（以下「5番」と略記）

### 【議事要旨】

#### 1 趣旨説明，自己紹介等

（司会者）

ただ今から，裁判員経験者の意見交換会を始めます。本日の司会を務めさせていただきます青森地方裁判所長の志田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

さて，本日の意見交換会を開催する趣旨としましては，大きく2つあります。まず1点目として，裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想をうかがい，今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということです。次に2点目として，これから裁判員裁判に参加される県民の皆様には，直接経験された方々の生の声をお伝えすることで，裁判員裁判に対する理解を含めていただくことに繋げようということです。

こうした趣旨のもと、本日は、5名の裁判員経験者にお集まりいただき、率直な御感想、御意見を述べていただければと思っております。また、裁判員経験者のほか、検察庁、弁護士会及び裁判所から、それぞれ検察官、弁護士、裁判官も出席しておりますので、裁判員経験者の皆さんからお尋ねになりたいことがあれば、どうぞこの機会に御質問いただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、裁判員経験者の方以外で今回出席の方々を御紹介いたします。

加藤検察官お願いします。

#### **(検察官)**

青森地方検察庁次席検事の加藤雄三と言います。次席検事というのは、青森地方検察庁の副社長みたいな立場です。皆様が立ち会った事件に直接立ち会うことはありません。決裁官として、皆様が立ち会った事件を裁判にかけるかどうか、かけるとしてどういう立証をするのかを決裁する立場でして、どのように分かりやすい立証をするかなどを協議して、最終的に決裁したつもりですが、至らない点はあったかと思えます。今日は、皆様方から遠慮なく御意見をいただき、今後の裁判の立証に役立てていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### **(司会者)**

それでは、猪原弁護士お願いします。

#### **(弁護士)**

弁護士の猪原と申します。私の所属は、青森県弁護士会でございます。弁護士会の中では、裁判員裁判に関する委員会の委員長をしております。個人的には、制度施行以降、10件の裁判員裁判を担当しております。本日出席された裁判員経験者の方の事件も何件か担当しております。弁護士会と裁判員経験者との間で、積極的な意見交流はしていませんが、本日は大変貴重な機会を裁判所に設けていただき、ありがとうございます。今日、いただきました御意

見は弁護士会に持ち帰りまして、参考にさせていただきたいと思います。本日はよろしく願いいたします。

(司会者)

武田裁判官お願いします。

(裁判官)

青森地方裁判所の裁判官の武田と申します。今回、御出席いただいた5の方が参加された裁判員裁判すべての裁判長を務めさせていただきました。本日は、貴重な御意見を伺いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 2 裁判員を経験しての全般的な感想・印象

(司会者)

それでは、まず本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ裁判員裁判事件に参加してみたの全般的な感想や印象などを、簡単にお話しいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1番の方が担当された事件は、窃盗と、明け方被害者のアパートに侵入し、強姦しようとして暴行したという住居侵入、強姦致傷事件ですが、どのような感想をお持ちになりましたか。

(1番)

今、振り返ってみて、あの3日間は、濃密で、得難い貴重な経験をさせてもらったと感謝しております。そして、犯罪者を減らすには、小さいときからの子育てが重要な鍵を握っていると感じました。この裁判員裁判の制度は、一般人が参加する機会が増えるにつれて、犯罪のないよりよい社会を目指すのに貢献できるのではないかと考えています。

(司会者)

2番の方が担当された事件は、コンビニの駐車場において暴行したうえ財布を奪ったという強盗致傷事件で、暴行が反抗を抑圧する程度のものであったか

など、判断が難しいものでしたが、どのような感想をお持ちになりましたか。

(2番)

はい、難しいものでした。

(司会者)

3番の方が担当された事件は、女性のお腹を蹴ったことで死亡させた傷害致死事件などでしたが、どのような感想をお持ちになりましたか。

(3番)

基本的には恋愛感情のもつれの事件だったので、とても難しかったです。やはり、恋愛感情というのは当人同士でなければ分からない部分なので、そして、相手の方は亡くなっていたので、二人の関係性とか状況をみんなで確認しながらやっていきましたが、やはり年代の違う方が集まっていて、いろいろな意見があったので、意見交換するというのが大事だということは感じました。

(司会者)

4番の方が担当された事件は、複数の女性に対する路上等における強制わいせつ、強制わいせつ致傷などの事件でしたが、どのような感想をお持ちになりましたか。

(4番)

被告人の表情が、青白いと言いますか、白い顔が深く反省しているように見え、今でも印象に残っていて忘れることはできません。また、私は、被告人の母親と世代的に一緒なので、被告人が反省している様子が印象的でした。

(司会者)

5番の方が担当された事件は、別れた妻の実家に侵入し、元妻の母親の首を絞めた上、包丁で切りつけ死亡させたという住居侵入、殺人事件でしたが、どのような感想をお持ちになりましたか。

(5番)

被告人の話だけであり、被害者側の話を聞けなかったので、少し、もやっと

した感じがありました。

### 3 審理についての感想・意見

#### (司会者)

次に、法廷での審理手続に沿って、御感想や御意見を伺いたいと思います。審理手続の流れをおさらいすると、検察官の起訴状朗読に始まり、被告人と弁護人が事件についての陳述をし、証拠調べ手続に入ります。証拠調べ手続では、検察官と弁護人の冒頭陳述、捜査報告書や供述調書などの取調べ、証人尋問、被告人質問へと進みます。そして、検察官の論告、弁護人の弁論、被告人の最終陳述と進み、結審となります。

まず、検察官と弁護人の主張・立証全般の分かりやすさについては、どのような印象をお持ちになりましたか。1番の方からよろしいでしょうか。

#### (1番)

私の事案は被告人が事実を認めていたという事案でした。証拠の写真ですが、被告人が被害者を押し倒すときのものであり、自分がそうされているような感じを受けましたが、分かりやすいものでした。

#### (司会者)

2番の方はいかがですか。

#### (2番)

とても分かりやすかったです。

#### (司会者)

3番の方はいかがですか。

#### (3番)

検事さんが女性の方でしたが、すごくパワフルで分かりやすい説明でした。率直な感想で申し訳ないんですが、それとは対照的に、弁護士の方がちょっと弱いというか、ちょっとおとなしい感じでした。検事さんと比べると、弁護士さんの説明は難しかったという印象を受けました。

(司会者)

言葉が理解しにくいということなのか、それとも話しぶりが分かりにくいということですか。

(3番)

提出した資料の流れが分かりにくく、口頭で説明を加えてもらおうと分かるのですが、説明もあっちに飛んだり、こっちに飛んだりという感じでした。

(司会者)

4番の方はいかがですか。

(4番)

私が担当した事件は、量刑が争点の裁判だったのですが、法廷内で名前と場所と事件の内容を何度も何度も裁判官や検察官の方が繰り返し聞いていて、そういうこともいちいち聞くもんなんだなという印象でした。

(司会者)

5番の方はいかがでしょうか。

(5番)

最初にある話が出てきて、この点はどうなんだろうなと思っていたところ、後からその話が出てきたりして、話が行き来して、メモを取っている方としても、後からメモを書き加えたりしていました。

(司会者)

最初の方で、全体像が分かりにくかったということですね。

(5番)

後から説明があって、全体が分かってきました。

(司会者)

全体のお話を伺いましたが、もう少し絞ってお伺いします。検察官と弁護人が始めにした冒頭陳述については、これから調べていく証拠によって、どんなことを検察官や弁護人が立証しようとしているのか十分に理解できましたか。

(1 番)

私の場合は、審理の予定がこのような流れになるというものをいただき、裁判長から説明を受けて、法廷に向かいましたが、検察官が流れを説明してくれ、教科書どおりというか、とても理解できました。

(司会者)

2 番の方は、暴行が金品を奪うための行為であったかどうか、暴行の程度が被害者が抵抗できないくらいのものであったかが争われた事件でしたが、その点は理解できましたか。

(2 番)

争点は理解できました。

(司会者)

検察官あるいは弁護人の主張、冒頭陳述は分かりやすかったですか。

(2 番)

とても分かりやすかったです。

(司会者)

3 番の方はいかがでしたか。

(3 番)

初めての参加でしたが、とても分かりやすく、最初の緊張もほぐれました。

(司会者)

4 番の方はいかがでしたか。

(4 番)

事前に渡された資料と申しましょうか、それを見ながらでしたので、分かりやすかったです。

(司会者)

5 番の方はいかがでしたか。

(5 番)

分かりやすかったです。

(司会者)

次は、供述調書の取調べがあったと思いますが、法廷では、被害者や関係者の供述調書が読み上げられたとのことですが、供述調書の内容は理解しやすかったですでしょうか。理解しやすかった点や、逆に理解しにくかった点についてお聴かせいただきたいと思います。

1 番の方からお願いします。

(1 番)

特に問題はありませんでした。

(司会者)

2 番の方はいかがでしょうか。

(2 番)

検察官が立証するところですが、内容自体は理解できましたが、少し早口ですぐに聞きとって、理解できないというところもありました。

(司会者)

3 番の方はいかがでしょうか。

(3 番)

難しい専門用語とかはそれほどなく、これは何だろうという疑問もなく聞いていたので、分かりやすかったと思います。

(司会者)

4 番の方はいかがでしょうか。

(4 番)

私が担当した事件は強制わいせつの事件でしたが、言葉で聞くのは少し気恥ずかしい思いをしたことを思い出します。

(司会者)

5 番の方はいかがでしょうか。

(5番)

分かりやすかったです。

(司会者)

被告人質問では被告人本人の話を法廷でお聞きになり、また、参加された事件によっては、証人尋問で被告人の家族の証言などもお聞きになったと思いますが、何かお気づきの点はありますか。理解しやすかった点や、逆に理解しにくかった点などについてお聴かせいただきたいと思います。例えば、検察官や弁護人が早口で聞き取りにくいなど話し方に問題があったとか、質問の意図が分からないといったことはなかったでしょうか。

1番の方はどうでしょうか。

(1番)

そういうことはなかったです。

(司会者)

2番の方が参加した事件では、検察側証人が3名、弁護側証人が1名の尋問がありました。証人が多すぎて大変だったようなことはありましたか。

(2番)

その点は大丈夫でした。

(司会者)

3番の方はいかがでしょうか。

(3番)

検事さんが、すごく弁の立つ人でしたので、検事さんと被告人との間で質問のやり取りがうまくいっていませんでした。それを聞いていて、確かに検事さんの言い方が、回りくどい、そうしなければならないのかもしれませんが、ちょっとくどい感じの質問の仕方、早口だったので、それでは答える被告人の方も困るよねと思いました。

(司会者)

質問として、無駄のないものだったのか、それとも何でそういう質問をするのか分からないような質問だったのですか。

(3番)

質問の内容は必要なものだったと思うのですが、一般的な市民の感覚からすれば、もうちょっと簡単に聞いてもよかったのではと感じました。裁判上、そういう言い方ができないので、きちんとした言い方をしているのだと思いますが、ちょっと難しい質問の仕方をしていたと思います。

(司会者)

4番の方はいかがでしょうか。

(4番)

私は自分自身が質問する時の感想なのですが、法廷内で、裁判官と並んで、高い位置から質問しましたが、私としては、専門知識もないのに質問して申し訳ないという気持ちになりました。また、法廷にはマイクが設置してあり、質問する裁判員はマイクを使うのですが、私は全然カラオケもしないので、マイクを使ったことがなく、今もマイクを持っている手が震えるような感じですが、聞きたいと思ったことが、マイクを使う瞬間に飛んでしまいました。そのまま言える形がいいなと思いました。それから、法廷内での張りつめた中での質問は厳しいものだなと肌で感じました。

(司会者)

5番の方はいかがでしょうか。

(5番)

私の時は、質問は分かりやすいと思いました。特に難しい質問はないと感じました。

(司会者)

5番の方が参加した事件では、全く証人尋問が行われなかったようですが、直接証人に聞いてみたいということはなかったですか。

(5番)

被告人の話だけで、被害者側の話は検察官の調書の朗読だけだったので、どうなんだろうという気持ちがすごく残りました。

(司会者)

被害者側から直接話を聞きたいという気持ちがあったということですね。

(5番)

はい。

(司会者)

次ですが、論告・弁論の際に配られる検察官の論告メモや弁護人の弁論要旨などの内容は分かりやすかったでしょうか。分かりやすかった点や、逆に分かりにくかった点などについて、お聴かせいただきたいと思います。

1番の方が関わった事件の弁論要旨は、パワーポイントで9枚だったようですが、どうでしたか。

(1番)

それでもまとめられていましたので、私は、検察官の論告メモ、弁護人の弁論メモともに分かりやすかったと思います。

(司会者)

2番の方はいかがでしょうか。

(2番)

論告メモですが、文章が長すぎたので、もうちょっとまとめることができるのではないかと思いました。表とか、囲むとか、まとめて分かりやすいものの方がよいのではないかと思いました。

(司会者)

文字がたくさん書いていると読みにくいということですか。

(2番)

はい。

(司会者)

弁護人の弁論メモはいかがでしたか。

(2番)

同じですね。長々とした文章よりは、もうちょっとまとめた方がいいのかなと思いました。

(司会者)

3番の方はどうでしょうか。

(3番)

論告メモは分かりやすく、ここを訴えていますということが分かりやすい内容でした。弁論メモは、見た目はいいのですが、分かりにくいことと、弁論の力加減といたしますか、弁論しますという意欲が感じられないというか、淡々としている感じがしました。

(司会者)

弁論要旨はかなり分量が多く、パワーポイントで16枚のようでしたが。

(3番)

量が多い割には内容がそんなにないというか、もうちょっと簡潔にしてもらった方が私たちも分かりやすいのではないかと思います。

(司会者)

端的で、内容も説得力のある方がよいということですね。

(3番)

順番もあれっという感じで、全体的に読みにくかったです。

(司会者)

4番の方はいかがですか。

(4番)

私は、論告メモ、弁論メモのいずれも分かりやすかったと思います。

(司会者)

5 番の方はいかがですか。

(5 番)

論告メモの方は、空白もあるので、話を聞いてメモしやすかったですが、弁護側は、ずうっと文章があり、弁護側から聞いた話を論告メモにメモしていました。

(司会者)

メモする方としても、論告メモのようなスタイルがよいということですね。

(5 番)

読みやすいなあと思いました。弁論メモは、見た感じも本を読むぞという感じで読まなければならないような感じで、論告メモは見た感じも見やすかったです。

(司会者)

1 番及び 4 番の方の事件は、性犯罪ということで選任手続及び審理の中で被害者の氏名等が明らかにされないように配慮されていましたが、その点についてどのように感じていらっしゃいますか。

(1 番)

それは当然だと思います。

(司会者)

被害者のプライバシーを考えれば当然ということですね。

(1 番)

はい。

(司会者)

4 番の方はいかがですか。

(4 番)

プライバシー保護は当然のことだと思います。

(司会者)

そのような手続でよかったということですか。

(4番)

はい、そうです。

(司会者)

次に、審理や評議に参加されて、難しいと感じられた点や、裁判を分かりやすくするためにもっと工夫すべきだと思われた点などはありましたか。

(1番)

法廷に入る前に、このように進めますと事細かに説明していただきました。法廷用語も分からず、素人なので電子辞書などを持ち込みました。そういうことは何でも聞いてくださいと言っていたき、これはどういうことですかと聞くと、素人でも分かるように説明していただき、助かりました。

(司会者)

2番の方はいかがですか。

(2番)

私も流れは分かりやすかったと思いますが、法廷の中で、被告人の最終陳述がありました。もう少し時間をかけてもいいのではないかと、そこは詳しくやるべきだと思いました。スケジュール的な流れはよろしいと思います。

(司会者)

3番の方はいかがですか。

(3番)

小さい質問でも、裁判官の方は面倒くさがらずにきちんと分かりやすく説明してくれて、よかったと思います。

(司会者)

4番の方はいかがですか。

(4番)

3番の方と同じです。同じテーブルで、裁判員、補充裁判員、裁判官の方と、

とても一体感を感じたことを思い出します。

(司会者)

5番の方はいかがですか。

(5番)

流れをととても分かりやすく説明していただき、ちよくちよく休憩も入れてもらい、よかったです。

(司会者)

ここまで裁判員経験者の方のお話を伺ってきましたが、ここで、法曹三者の方から、裁判員経験者の方に対して御質問になりたい点がありますか。

検察官はいかがでしょう。

(検察官)

特にありません。

(司会者)

弁護士の方はいかがですか。

(弁護士)

一、二点よろしいでしょうか。裁判員裁判においては、公判前整理手続を行い、主張と証拠を整理して、言わば絞って裁判しています。弁護人の主張に限ってですが、分かりにくい、何でそんなことを主張するのだろうということがなかったかどうか。あるいは、私たちは事前にかなり情報を整理していますので、この情報を出してほしかったという点があったかどうか、何か御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

(1番)

私の方は、そうなんだという感じで、特にありません。分かりやすかったです。

(2番)

弁護人が言うときに、ちょっと弱々しい感じがありまして、もうちょっと言

うべきときは強く、弁護人として言えるんじゃないかなと思いました。弱々しくて、頼りないなと思っていました。もうちょっと強く主張してもよいと思います。

(司会者)

3番の方はいかがですか。

(3番)

裁判員にここを訴えていますということを分かりやすく作ってもらえればよいと思います。後は、2番の方と一緒に、ちょっと発言が弱いので、主張するところは主張してもいいかなという印象を持ちました。

(司会者)

4番の方はいかがですか。

(4番)

私は、弁護士の方が、一つの言葉に頼って、そこを押したなという印象がありまして、それがちょっと私には逆効果になったと感じました。何と言いましようか、ちょっとしつこいような印象の弁護の仕方に思えました。被告人を思っていることだったのでしょうが、かえって疑問に思い、押し付けがましく思いました。

(司会者)

5番の方はいかがですか。

(5番)

詳しい内容は忘れてしまったのですが、弁護側が被告人を弁護しているんだけれど、検察官のように質問しているような印象がありました。検察側に聞かれるのだったら、弁護人から聞かれた方がよいということはあるのかもしれませんが、そう感じたことがありました。

(弁護士)

ありがとうございました。

#### 4 評議・判決についての感想・意見

(司会者)

それでは、次に移りたいと思います。評議では、十分に意見交換できたという御感想でしょうか。

また、評議においては、裁判官から、法律用語や法律解釈についての説明があったかと思いますが、それは分かりやすかったですでしょうか。

1 番の方はいかがでしょうか。

(1 番)

板書もしてくれましたし、事情を本当に詳しく、また、どう思いますかと一人一人に質問され、そして、どうしてそう思いましたかと聞かれ、きちんと自分の意見を持っていないと答えられませんが、本当に分かりやすくしてもらいました。

(司会者)

2 番の方は、いかがでしたか。

(2 番)

量刑を決める評議では、一人の人の罪を決めることになるので、難しいと思いました。

(司会者)

量刑を決めるのは難しいと思いますが、その前提として、2 番の方の事件は、暴行が金品を奪うための行為であったかどうか、暴行の程度は被害者が抵抗できないくらいのものであったかが争われましたが、評議は十分にできましたか。

(2 番)

映像とかを全部分析して、とても分かりやすい評議の進行でした。

(司会者)

3 番の方はどうでしたか。

**(3番)**

判決の参考となる資料がたくさんあり、事件によって違うところを裁判官が説明してくれましたが、とても分かりやすく、参考となりました。量刑を決めるときは、私たちに負担のかからないような流れにしてもらいましたので、負担が少なくできたと思います。

**(司会者)**

4番の方はいかがですか。

**(4番)**

私は、評議の中でびっくりしたことがあります。裁判官は、一人一人の意見が、どんなに小さくても拾ってくれて、ホワイトボードに書きながら、ちょっとくだらないなと思うようなことも拾ってくれて、みんなで話し合い、みんなが意見を出せる雰囲気を作ってくれ、気兼ねなく、遠慮なく言えて、段々に言葉を選ばなくても意見を言えるようになりました。最後の方では、裁判官と同じ目線で言えるくらいに親近感を感じたことを覚えています。

**(司会者)**

5番の方はいかがですか。

**(5番)**

評議はできたと思います。一人一人の意見をちゃんと聞いてくれて、それをホワイトボードに書いてくれて、次の日にホワイトボードを見ても分かりやすかったと思います。

**(司会者)**

次に、評議を終えて、判決となりますが、裁判官がまとめた判決書の内容を御覧になったと思いますが、評議の結果が十分反映されたものになっていたでしょうか。

1番の方はいかがでしょうか。

**(1番)**

十分に反映されておりました。

(司会者)

2番の方はいかがですか。

(2番)

判決はすごくまとまって、納得のいくものでした。

(司会者)

3番の方はいかがですか。

(3番)

すごく分かりやすくまとめていると思います。後は、確認をしながらやってくれて、裁判官は専門家なので、私たちにどうですかと聞く必要のないようなことでも、みんなを参加させるような形で確認を取りながらやってくれたのがすごくよかったと思いますし、そういうふうこれからもやっていってほしいなと思います。

(司会者)

4番の方はいかがですか。

(4番)

裁判員、裁判官の全員で話し合った結果をよくまとめていたと思います。

(司会者)

5番の方はいかがですか。

(5番)

すごく考えてやってくれていると思いました。

## 5 裁判員を務める上での負担感など

(司会者)

裁判員の選任手続のために裁判員候補者として裁判所にお越しいただくに当たって、あるいは、裁判員に選ばれて実際の裁判に参加されて、いろいろ負担に感じられた点があると思います。

その中で、選任手続の進め方や裁判の日程の組み方、審理の中身、あるいは、仕事や家庭の関係などで、参加される市民の皆さんの負担を軽くするために、もっと工夫すべきだと感じられた点はございますか。

1 番の方はいかがでしょうか

**(1 番)**

本当にくじ引きしているの、というのが第一印象です。私の前に座っている方が当たり、二つ、三つ飛ぶと思っていたら、私も当たり、頭が真っ白くなり、裁判員になった時は大丈夫でしたが、その後になんてすごく負担を感じました。

裁判は3日間でしたけど、自分には濃い3日間で、やはり、子育てが大事だと思いました。子どもが小さい時から当たり前のことを当たり前に教えていくのが大事だと思いました。

事務方というか、裁判所の人たちは、本当に細やかなところまで気を配ってくれました。ありがとうございました。

**(司会者)**

2 番の方はいかがでしたか。

**(2 番)**

実際、選任手続で、選ばれるような予感がありました。季節は3月で、3月と言えば雪が結構降るので、来られなかったらどうしようと交通の便を考えてしまいました。

**(司会者)**

3 番の方はいかがでしたか。

**(3 番)**

選任の日は、まれに見る悪天候の日で、遅刻して裁判所に来たんですが、来ていない方も結構いて、来なくてもいいのかな、来なきゃよかったと思いました。ただ、実際に参加して、選ばれて、とてもいい経験だったと思います。ただ、職業柄ですけども、人の前に立つ仕事なので、顔を見せて裁判するということ

に不安はありました。裁判員やった人じゃないとか言われたりするかなと思ったのが一つと、被告人が青森の方だったので、私は津軽で、他の裁判員の方は南部の方だったので、被告人と会ったりしたらどうしよう、怖いかなと感じました。

(司会者)

4番の方はいかがでしたか。

(4番)

裁判員や補充裁判員同士8人でいろいろ話す機会がありまして、仕事を持っている方が負担になると思いました。会社によっては、裁判員になったときのための休暇を設けているところもあるようですが、対応がまちまちのようです。裁判員制度を理解する必要があるのではないかと思います。男女問わず仕事を持っている人が多くなり、また、介護しているとか、病気を抱えているとか様々な人がいますが、社会的にバックアップ態勢をしっかりしていければ、もうちょっと理解が得られるのではないかと思います。

(司会者)

5番の方はいかがですか。

(5番)

私は遠方からの参加でしたので、車とか新幹線を通うのは大丈夫かなというところはありました。新幹線は1時間に1本しか停まらない状態で、バスで新青森駅まで行き、そこで待っていたりすると片道2時間程度かかったりしてしまうので、それを考えると車がいいのかなと思ってしまいますが、車だと危ないと考えたりしていました。交通の便が悪いと行き帰りに時間がかかってしまいます。また、小さい子がいると子どもを預けるにも青森市内の土地勘がなく、難しいし、私の場合はたまたま次の仕事の関係で子どもを預けていたのでよかったのですが、主婦の方とかは困るんじゃないかなと思いました。

(司会者)

今のお話の中でも出てきましたが、青森県は東西に広く、公共交通機関の不便なところや冬場は雪の影響で鉄道が止まってしまうこともしばしばあります。実際、今回出席されている裁判员経験者の方にも、12月中旬や3月初めの期日であった方がいらっしゃいます。また、冬場でなくとも連日裁判所にお越しただけでも御苦勞があったのではないかと思います。繰り返しになるかもしれませんが、実際のところ、いかがでしたでしょうか。

1番の方はいかがでしたか。

**(1番)**

私は青森市内なので大丈夫でした。

**(司会者)**

2番の方はいかがですか。

**(2番)**

強風で列車が運休することもありましたが、何とか欠席することもなく、無事に終わることができました。

**(司会者)**

3番の方は、3月に裁判员裁判がありましたか、いかがでしたか。

**(3番)**

弁護士さんが判決の日に欠席しました。JRも使えますが、吹雪で止まったりすると車を使うことになります。車も危ないわけですよ。そういう思いをしてまで参加する必要があるのかということが周りからも出ていましたので、参加する人の負担を少し考えていただいてもいいのかなと思いました。

**(司会者)**

4番の方はいかがでしたか。5月だったようですが。

**(4番)**

私の場合は青森市内なので、天気がよいときには10分で来られます。

**(司会者)**

5番の方は大変だったと思いますが。

**(5番)**

裁判は10時からでしたが、その前の9時15分に集まらなければならない、それに合わせてしまうと、新幹線に乗るためには、自宅を出るのは6時半か7時で、帰りも裁判が終わってからバスに乗って、駅に行ってみると新幹線は1時間に1本だったので、出かけてから帰るまでの時間がすごく長くなっていました。

**(司会者)**

それでは、次に評議の秘密について伺いたいと思います。裁判員をお務めいただくに当たって、裁判官から評議の秘密などの守秘義務についても説明があったかと思います。守秘義務は評議で自由な発言を安心してできるようにすることや関係者のプライバシー保護のために設けられていますが、実際に裁判員を経験されて、守秘義務についてはどのようにお考えですか。また、今まで過ごしてこられて、守秘義務があることを負担に感じておられますか。

1番の方はいかがでしょうか。

**(1番)**

仕事でも守秘義務があり、当たり前とと思っていましたので、その点は大丈夫だと思っています。

**(司会者)**

2番の方はいかがでしょうか。

**(2番)**

自分の妻も職場も、裁判という一つのプライバシーを理解しているようで、しつこく聞かれることもなかったし、職場では自分も経験したいという人がいました。

**(司会者)**

3番の方はいかがでしょうか。

**(3番)**

裁判という特殊なことだったので、特に皆さんからは暗黙の了解のように聞かれませんでした。ただ、仕事上、どの辺までしゃべっていいのでしょうか。事務職ではないので、意外と広範囲な方に言わなければならない職種ですの  
で。

**(裁判官)**

裁判員になったことは、人事担当者の方とか、自分がない間に仕事を代わ  
っていただくような方には説明してよいと思います。

**(司会者)**

4番の方はいかがですか。

**(4番)**

今の社会は個人データが流出するとニュースになるぐらいですので、こうい  
う守秘義務は周知させる必要があると思います。裁判に関しては、守秘義務は  
大事なことだと思います。

**(司会者)**

5番の方はいかがですか。

**(5番)**

守秘義務は大事なことだと思うので、周りもそういうことが分かっているか  
ら聞いてこないですけど、気を遣われすぎというか、全く聞いてきません。周  
りもどこまで聞いていいのか、悪いのか分からないのだと思います。

**6 これから裁判員となられる方へのメッセージ**

**(司会者)**

最後に、皆さんからお一人ずつこれから裁判員となられる方へのメッセー  
ジをお伝えいただければと思います。

1番の方からお願いします。

**(1番)**

こういう機会はなかなかないので、私は随分迷いましたが、裁判所から通知が届いたら、迷うことなく前向きに参加していただきたいと思います。

(司会者)

積極的に参加していただきたいということですね。2番の方はいかがでしょうか。

(2番)

裁判員は貴重な時間でした。ボランティアではなく、交通費も日当も支払われますので、前向きに、積極的に参加していただきたいと思います。

(司会者)

3番の方はいかがでしょうか。

(3番)

まだまだ会社での立場というか、お休みを取れない会社も多いかもしれませんが、その方が参加することによって会社全体で裁判員制度をいろいろ考えていくいい機会だと思いますので、選ばれたら是非参加してもらいたいと思いました。

(司会者)

4番の方はいかがでしょうか。

(4番)

私は、このような経験は今後生きていく上で肥やしになるという考えなので、お勧めしたいと思います。また、たまたま、深夜のBSのテレビ番組で、裁判員裁判の討論会をやっているのを見まして、その番組の中で、裁判員制度は義務というが、そうではなく権利と捉えた方がいいのではないかとコメントされていて、それを聞いて、いいなと思いました。義務と考えると、最初のころの私みたいに、敷居が高い、とても遠い存在になってしまうけど、義務ではなく、権利と考えるという発想の転換はいいと感銘を受けました。

(司会者)

5番の方はいかがでしょうか。

(5番)

テレビなどで見ていて、例えば殺人で20年と報道されても、殺人で20年なんだと感じていましたが、裁判員を経験してみて、刑の重さが分かったのと、いろいろ都合を付けて来ていましたが、周りの方もサポートしてくれていたんだなという印象を受けました。

## 7 法律家からの感想

(司会者)

法律家の方から御感想を伺いたいと思いますが、検察官いかがでしょうか。

(検察官)

3番の方から、女性検察官が早口で、回りくどい、全体的に厳しいという指摘があり、一方で弁護人が弱々しいというお話がありました。皆さんが参加した裁判を担当した検察官について、こういうところがよかった、あるいは、こういうところが悪かったという点があれば、何でも結構ですので、お話しできることがあれば、御意見をいただければと思います。

(1番)

被告人が認めている事件でしたが、検察官は、きちんと正していったので、感激というか、改めて罪ということを考えました。

(司会者)

2番の方はどうですか。

(2番)

私が参加した事件では、検察官は二人いました。二人とも分かりやすい口調で話していましたが、被告人があいまいな態度をとるので、検察官はそれを追及するような形でやっていましたが、特に支障はないと思います。

(司会者)

3番の方はいかがですか。

**(3 番)**

女性だからといって手加減せず、私の事件では亡くなった方がいましたが、その方に関しても、私だったら、同じ女性だったら、そこまで突っ込まないと思うような部分も、やはり裁判に必要だということで、きちんと厳しく指摘して、裁判する側としては、すごくいい検事さんだったと思います。早口でしたが、話の内容がすごく聞き取りやすく、女性としては憧れるタイプの検事さんでしたので、これからも今の勢いを持って頑張ってもらいたいと思います。

**(司会者)**

4 番の方はいかがですか。

**(4 番)**

検察官の方が厳しそうに見えて、ここだけは絶対譲れないというような印象がありました。

**(司会者)**

5 番の方はいかがですか。

**(5 番)**

とても分かりやすかったです。

**(司会者)**

弁護士の方からありますか。

**(弁護士)**

皆さんは、裁判員を経験されたということ、守秘義務は当然守るとして、裁判所ではなく、広く市民に話してもよいとお考えですか。

**(1 番)**

私の場合は、新聞に事案が詳しく載りましたので、名前は載りませんでした。こういう事案でこういうことをしましたよということは載りました。そうしたら、やってみたい、どうしたらできるんだろうという人がいました。もう少し宣伝してみます。

(司会者)

2 番の方はいかがですか。

(2 番)

大体しつこく聞いてきません。コンビニ強盗があったときは聞かれたことがありましたが、それ以外は何も聞かれていません。

(司会者)

3 番の方はいかがですか。

(3 番)

できれば皆さんに参加していただきたいので、言える範囲ではお勧めしたいと思うのですが、私の事件の場合、控訴されたので、その後に、お前の裁判が控訴になったぞと言われ、プレッシャーが少しありまして、ただ、皆さんに広めるには、自分がやったということを知っていただかないと広めようがないので、勧めたいと思います。

(司会者)

4 番の方はいかがですか。

(4 番)

私の場合は、主人と子どもたちに自慢も兼ねて真っ先に言っちゃいましたけど、広めていくためにも、言う相手にもよりますが、守秘義務に反しない限りは差し支えないと私は考えます。

(司会者)

5 番の方はいかがですか。

(5 番)

こんな感じだったと伝えるのはいいと思っています。裁判員制度自体がまだ分かりづらいというか、いざ封筒が来て読んでみて分かるんですが、それを読んでいない人は分かっていなくて、どの事件をやるのか聞いてもいいんですかと言われるので、どこまで聞いていいのか、どんな感じなのかをもうちょっと

広めてもらえればと思います。

(司会者)

裁判所から何かありますか。

(裁判所)

いろいろお話を伺いましたが、参考にさせてもらい、今後の事件で還元させてもらい、生かしていきたいと思っています。裁判員制度を宣伝したいとおっしゃった方もいらっしゃいますが、どうぞよろしく願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

## 8 報道機関からの質問

(A社)

2点ほどお伺いしたいことがあります。証拠写真、例えば、殺害現場の証拠写真とか、凄惨な生々しいものがあつたり、論告や弁論でそういった言葉が出てきたと思いますが、福島県の60代の女性が急性ストレス障害になった事例があつたんですけれど、ちょっと気分を悪くしたり、ストレスに感じたことがありましたでしょうか。

(5番)

配慮してもらっていて、写真といっても、遠目からのもので、また白黒だったので、写真的には印象に残るんですけど、そんなに負担には感じなかったです。

(3番)

確かに、普段目にすることはないし、印象にも残るし、しばらくはフラッシュバックと言いますか、思い出したりしますが、裁判の前に、見れる方、見れない方ときちんと言っているの、そこは自己責任の部分だと思います。

(A社)

もう1点ですが、裁判員裁判について、新聞とかテレビでも報道がされていると思うんですけど、そういった新聞、テレビ報道を見て、どんな感想を持た

れましたか。

**(1 番)**

私の場合は、新聞にちゃんと出ていると言われて見ました。私は記者会見に出ませんでしたので、新聞記事を記念にとっておきました。報道によって、支障はありませんでした。

**(2 番)**

私の事件のときは、小さく紙面に載っているという感じで、特に支障はありませんでした。

**(3 番)**

きちんとした内容で、誇大表現もなく、きちんと報道されていると思いました。

**(4 番)**

私たちは裁判員なので、新聞に載ったことが事件に関係するような場合は、そういうものにとらわれてはいけなし、気にしてどうにかできる立場にもないと思います。

**(5 番)**

裁判をしている間は、忙しかったので、報道を見る時間がなく、裁判が終わってから見ました。長い裁判を短くまとめて書いているんだなと思いました。

**(B 社)**

報道機関で、裁判員裁判が終わった後に毎回記者会見を行っていますが、毎回聞いて思うのは、最初は嫌だと思ったけど、やってみるといい経験になったと皆さんがおっしゃるんですが、それを聞いて思ったのは、社会の裁判員制度に対する理解が進んでいないんじゃないかなということです。それに関する質問ですが、裁判員に選ばれたときに、職場ではどのような反応でしたか。

**(1 番)**

私の場合はパートなので、上司に対し行けませんよねと言ったら、上司にう

らやましがられて、勉強してこいと言われました。

**(2番)**

私の会社では、選任手続に呼ばれたのが私が初めてだったので、自分の上司は裁判する場所も間違っていたようで、私の住む市町村にある裁判所でやると思っていたようでした。改めて説明したら、びっくりしていました。反対されることもなく、特別休暇ということで行ってきてくださいと上司に言われました。

**(3番)**

認知度が低いせいも、私の場合はあまりいい反応ではなかったのが正直なところだと思います。実際、行ってみて様々報告した結果、そういうのは会社を含めて推し進めていくことだということで、認知度が上がったのは参加してよかったなと思うことのひとつです。もう少し参加しやすい環境を作るのも大事なことであったと思います。

**(4番)**

私は主婦なんですが、家族から反対されることはありませんでした。

**(5番)**

私は、その時は仕事をしていなくて、周りの人からは何かあったら怖いからやめたらと言われましたが、大丈夫だよと言って参加しました。職場に戻った後も、呼び出されたら穴があいて駄目でしょうと担当の者から批判的に言われました。やっぱり、認知度が低いのかなと思います。

**(C社)**

裁判員を経験する前と後で、御自身の考え方があったり、生活であったり、何か変化を実感していることがありましたか。

**(1番)**

ありました。それまでは、避けて通るといえるか、私には関係ないということで、裁判所に来たことはないし、初めは本当に嫌だと思いました。できるなら

避けて通りたいと感じました。実際に、引き受けてみて、物事を深く考えられるようになりました。こういうふうな考え方があるんだと、一元的ではなく、多元的に考えられるようになったのが、私としてはよかったと思います。自分は子育てが終わりましたが、子どもを育てるときに、やっていいこと、悪いこと、相手への思いやりを教えられたら、犯罪は減るのではないかと考えています。

**(2番)**

自分が裁判員として参加するという経験をしたので、今まで以上に自分の車の運転でも、生活でも、今まで以上にしっかりしなければならないと戒めの気持ちが深くなりました。

**(3番)**

今まではテレビで見たりする事件は他人事だと思っていたんですけども、いったん裁判員裁判に参加してみると、自分の周りで起きている事件も他で起きている事件も、自分に関わってくるんだなと感じました。

**(4番)**

前にも増して、新聞記事をしっかり見るようになりました。特に、裁判員裁判の記事ですね。記事の中に、武田裁判長とあると、私はこの人を知っているんだと、ニュースに親しみを感じて見るようになりました。

**(5番)**

さっきも言いましたが、刑の重さが分かるようになりました。刑に対する時間の感覚が前と違うように捉えるようになりました。

**(司会者)**

本日は大変貴重な御感想をいただきましたし、これから裁判員になられる方に対する貴重なメッセージもいただきました。

皆様からいただいた御感想、御意見を基にして、よりよい審理の在り方、裁判員裁判について考えていきたいと思っております。本日は、本当にありがとうございます

いました。